

広島県告示第七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十三年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市布野町横谷字大原一一二、甲一一三の一、甲一一三の二、一一四の二、一二〇、甲一二二、乙一二二、一二三、一二四の一、一二五の一、一二五の二、一二五の四、一二五の五、一二五の七、一二五の八、一二五の一七、一二五の一八、甲一二八、乙一二八、一二九の一、一二九の七、一三〇の一、一三〇の二、一三二、一三三の一、一三四の一、一三六の一、一三六の二、一三七の二、一三七の三、一三八の一から一三八の三まで、一三九、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四二の一から一四二の三まで、一四三、一四四、一四七の一、一四七の二、一四八、一四九の一、一五〇の二、一五四の一、一五五の一、一五五の二、一五六から一五八まで、一五九の一、一六〇、一六一の一、一六一の二、一六四から一六六まで、一六七の一、一六七の二、一七二の一、一七四の一、一七四の九、一七五の一、一七六の一、五一一の一、五九七の三、字吉谷二九の一、二九の五、二九の六、三〇の一、三一、三三、三四の一、三四の二、三五の二、三八の一、甲三八の二、乙三八の一、乙三八の四、三九の一、四二の四、甲四二の二、甲四二の五、甲四二の六、一五九の一、一五九の二、一六二の一、一六二の二、一六六の一、一六七の一、一七〇の四、字宮組一八一の一、一八三の一、一八三の二、一八四の三、一八五の一、一八七の一、甲一八八の四、乙一八八、一九〇の一、一九〇の四、一九一の一、甲一九五の一、布野町上布野字川平三三六の一、三三六の六、三三六の七、三三八の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。)